

会員最優先
予 約 制

野田商工会議所主催 税理士による

土・日も
開催します

確定申告 [所得税・消費税]



個別無料相談会



野田商工会議所では、『千葉県税理士会柏支部』のご協力により会員事業所の皆様に『確定申告』【所得税・消費税】が円滑に行えるように、**税理士による個別無料相談会**を実施します。

すでに申告書作成済の場合は、提出前の確認としてもご利用頂けます。また、**事業主の皆様**に代わり **申告書の提出**【お預かり→税務署へ提出〔受付印押印〕→返却】も行います。

お気軽にご利用下さい。〔事前予約・申告書の提出は、会員限定とします。〕

開催日程	平成27年 2月21日(土)～2月27日(金) 10:00～15:00 各日 ※2月21日(土)・22日(日)も開催します。 12:00～13:00は休憩 相談員1名
相談会場	野田商工会議所〔櫛のホール 5階〕 研修室（会場の都合で変更の場合もあります） ※駐車場に限りがありますので、お車でのご来場の際はご注意ください。
相談内容	確定申告〔申告書の作成・所得税額の算出・消費税関係〕 ※個人事業所及び代表者等の個人の申告に限らせていただきます。
注意事項	①. ご持参していただくもの ☐ 『税務署から配布された書類』〔申告書・青色決算書（収支決算書）〕 ☐ 月別集計表〔『収入金額』、『仕入金額』及び『必要経費』〕 ☐ 減価償却資産に変更〔取得・喪失〕がある場合は、金額が分かるもの ☐ 健康保険料〔国民健康保険・社会保険等〕及び介護保険料の金額が分かるもの ☐ 控除証明書〔国民年金・生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済等〕 ☐ その他〔住宅ローンの残高証明書・医療費の領収書等〕 ☐ 印鑑〔シャチハタ印は不可〕 ☐ 前年度の確定申告書・青色決算書（収支決算書） ②相談対象外 ☐ 『法人事業所』、『農業所得』、『譲渡所得』、『相続』等に関するご相談 ※非会員事業所等の「事前予約・申告書提出の預かり」等は、行っていません。
その他	・提出前の確認 ・提出〔相談日にお預かりしたものは、3月3日(火)10時以降の返却予定です。〕 ※印漏れまたは、控除証明書等の添付書類が不足している場合〔税務署での受付が不可〕は、お預かり出来ませんのでご了承下さい。

問合せ先 不明な点に付きましては、下記へご連絡ください。

野田商工会議所（平日 8:30～17:30） TEL(7122)－3585 担当:平井まで



相談希望の場合は、電話・FAX〔申込書は裏面です。〕等での事前予約【会員限定】を賜ります。

FAX 04- (7122)- 7185

野田商工会議所 行き

税理士による確定申告個別無料相談会申込書

《平成27年 2月21日～2月27日》

※必ず事業所名をご記入下さい。

事業所名			
氏名			
住所			
T E L		F A X	
相談内容	該当するものすべてに「✓」をして下さい。 ☐ 確定申告(☐ 個人事業所[☐ 青色・ ☐ 白色]・ ☐ 事業主等)の相談 ☐ 消費税の相談(☐ 簡易・ ☐ 本則)		
提出希望	☐ あり・ ☐ なし ※ありの場合:携帯電話 _____		

※非会員の場合は、随時入会可能です。この機会に入会していただければ事前予約・提出等利用可能です。入会手続き等については、お気軽にご相談ください。

相談希望日時	第一希望	2月 日() 午前・午後	
	第二希望	2月 日() 午前・午後	
	第三希望	2月 日() 午前・午後	

※申込順に予約受付をさせていただきます。日程調整後、改めてご連絡いたします。
(調整の都合上、大変お手数ですが、第一希望から第三希望までご記入して下さい。)

提出と返却について [お急ぎの場合は、各自、税務署または市役所へ提出して下さい。]

お預かり期間	返 却	税理士の確認	備 考
2月1日～2月28日	3月 3日 10時以降	あり	相談会を利用可能
3月1日～3月10日	3月13日 10時以降	なし	

※3月11日以降は、納税期限の関係もありますので、各自、税務署または市役所へ提出して下さい。【控除証明書等の添付書類が不足している場合〔税務署での受付が不可〕は、お預かり出来ませんのでご了承下さい。】

◎◎以下事務処理欄◎◎

※会議所処理欄	受 付 日	月 日	受 付 担 当	相 談 員 名

☐受付後確定日時を会員事業所に連絡。(/ 連絡者)